明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたコスタリカの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**経済産業**二一三）　一
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスペインの記章を指定した件（**同**二一四）　二
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたハンガリー共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**同**二一五）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ連合の標章を指定した件（**同**二一六）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際度量衡局の標章を指定した件（**同**二一七）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたパン・アメリカン口蹄疫センターの標章を指定した件（**同**二一八）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の標章を指定した件（**同**二一九）　四
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人農業環境技術研究所平成二十六事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更　五
関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　六

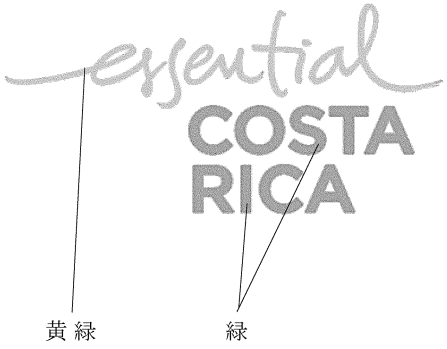
告示

○経済産業省告示第二百十三号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたコスタリカの監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

平成二十七年十月六日

経済産業大臣　宮沢　洋一



化学品、ペイント、染料及び腐食用製品。洗浄製品。化粧品、せっけん類及び歯磨き用品。工業用油脂。燃料及びイルミナント。薬剤。医学又は獣医科用品。機械、工具及び原動機。貴金属。革及び人工皮革製品。科学研究用機器。医療用装置、医療用器具及び医療補助品。エアコンディショナー、電気式調理用具。乗物用エンジン。宝飾品及び時計。楽器。紙製品及び事務用品。電気絶縁体、断熱材及び防音材。建築材料（金属製のものを除く。）。家具及びそれらの部品。手動式の家庭用及び台所用器具。ガラス製品。織物及び織物製品。被服並びに履物、運動用特殊靴及び帽子。裁縫用小物及び縁飾り。業務用ゲーム機、ゲームおもちゃ。動物又は植物由来の食品及び園芸用品。魚介類。清涼飲料、ミネラルウォーター及び炭酸水。穀物及び農業用、園芸用及び林業用品。果実飲料。アルコール飲料。広告、事業の管理、事業の運営。輸出入に関する事務の代理又は代行、商品見本市の運営。事業に関する援助。金融又は財務に関する役務の運営。建設工事。電気通信、物品又は乗客の輸送、こん包及び保管。旅行の予約及び手配。教育。娯楽の提供、スポーツ及び文化活動。書籍の制作。科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査。レストランにおける飲食物の提供、一時宿泊施設の提供。飲食物の提供、バーにおける飲食物の提供。医業、動物の治療、美容術及び観光業務。